

防衛省訓令第132号

提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務  
処理手続に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の  
事務処理手続に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 提供財産保全等工事の事務処理手続（第5条—  
第11条）

第3章 管理工事の事務処理手続（第12条—第18条  
）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の提供に伴う維持及び保存並びにその返還に伴う原状回復（以下「提供施設の管理」という。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第6条の規定による緑地帯その他の緩衝地帯（以下単に「緩衝地帯」という。）の整備等に係る工事の事務処理手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理については、法令又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 提供財産保全等工事 次に掲げる工事をいう。

ア 提供施設の管理のために行う工事のうち、  
建築工事及び土木工事並びにこれらに付随する工事

イ 提供施設の管理のために行う工事のうち、  
駐留軍の用に供した施設及び区域の返還に伴い、当該土地の上に所在する防衛省所管国有財産の取壊しその他必要な当該土地の原状回復のために行う工事（土壌汚染等の調査を含む。）

ウ 緩衝地帯の整備及びその他自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理のために必要な工事のうち、建築工事及び土木工事並びにこれらに付随する工事

エ 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴い必要となる工事のうち、建築工事及び土木工事並びにこれらに付随する工事

(2) 管理工事 次に掲げる工事をいう。

- ア 提供施設の管理のために行う工事のうち、  
前号ア及びイに掲げるもの以外のもの
- イ 緩衝地帯の整備及びその他自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理のために必要な工事のうち、前号ウに掲げるもの以外のもの
- ウ 自衛隊の施設及び駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴い必要となる工事のうち、前号エに掲げるもの以外のもの
- エ 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第2条第3項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化に伴い必要となる工事

（整備計画局の技術的協力）

第4条 整備計画局は、前条第1号に掲げる提供財産保

全等工事の実施について、技術的協力を行うものとする。

## 第2章 提供財産保全等工事の事務処理手続

(予算概算要求資料の作成)

第5条 地方協力局長は、提供財産保全等工事に係る予算概算要求書の資料を作成する場合には、当該工事の計画内容、基準及び単価等について、整備計画局長の技術的協力を求め、その意見を聴くものとする。

(提供財産保全等工事計画書の作成等)

第6条 地方協力局長は、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2第1項の規定に基づく支出負担行為の実施計画（以下「実施計画」という。）の財務大臣承認の通知があったときは、速やかに別記第1号様式に従い、提供財産保全等工事計画書（財政法第15条第5項に定める国庫債務負担行為のうち歳出化経費を除く。以下同じ。）を作成し、地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）に通知するとともに、その写し

を整備計画局長に送付するものとする。

(提供財産保全等工事の実施)

第7条 地方防衛局長等は、前条の規定により通知を受けた提供財産保全等工事計画書に基づき、提供財産保全等工事を行うものとする。

(提供財産保全等工事計画書の変更)

第8条 地方防衛局長等は、提供財産保全等工事の実施に当たり、必要と認めるときは、別記第2号様式に従い、提供財産保全等工事計画変更申請書を作成し、地方協力局長に提供財産保全等工事計画書の変更を申請するものとする。

2 地方協力局長は、前項の申請があった場合には、第6条の定めるところに準じて、別記第3号様式に従い、変更提供財産保全等工事計画書の作成等を行うものとする。

3 第7条の規定は、変更提供財産保全等工事計画書について準用する。

(提供財産保全等工事計画書の変更手続を要しない場

合)

第 9 条 前条の規定にかかわらず、実施計画に定める経費の範囲内であり、かつ、提供財産保全等工事計画書（変更提供財産保全等工事計画書を含む。以下同じ。

）の内容に著しい変更がないときは、地方防衛局長等は、提供財産保全等工事計画書の変更手続をとることなく処理することができる。

（提供財産保全等工事契約締結報告書の提出等）

第 10 条 地方防衛局長等は、提供財産保全等工事の契約を締結した場合は、別記第 4 号様式に従い、工事契約締結報告書を作成し、速やかに地方協力局長に提出するとともに、その写しを整備計画局長に送付するものとする。

（提供財産保全等工事完成状況報告書の提出等）

第 11 条 地方防衛局長等は、提供財産保全等工事が完了したときは、別記第 4 号様式に従い、工事完成状況報告書を作成し、速やかに地方協力局長に提出するものとする。

### 第 3 章 管理工事の事務処理手続

(予算概算要求資料の作成)

第 1 2 条 地方協力局長は、管理工事に係る予算概算要求書の資料を作成する場合には、必要に応じ当該管理工事の計画内容、基準及び単価等について、整備計画局長の技術的協力を求め、その意見を聴くものとする。

(管理工事計画書の作成等)

第 1 3 条 地方協力局長は、実施計画の財務大臣承認の通知があったときは、速やかに別記第 5 号様式に従い、管理工事計画書（財政法第 1 5 条第 5 項に定める国庫債務負担行為のうち歳出化経費を除く。以下同じ。）を作成し、地方防衛局長等に通知するものとする。

(管理工事の実施)

第 1 4 条 地方防衛局長等は、前条により通知を受けた管理工事計画書に基づき、管理工事を行うものとする。

(管理工事計画書の変更)

第 1 5 条 地方防衛局長等は、管理工事の実施に当たり、必要と認めるときは、別記第 6 号様式に従い、管理工



事計画変更申請書を作成し、地方協力局長に管理工事計画書の変更を申請するものとする。

- 2 地方協力局長は、前項の申請があった場合には第13条の定めるところに準じて、別記第7号様式に従い、変更管理工事計画書の作成等を行うものとする。
- 3 第14条の規定は、変更管理工事計画書について準用する。

(管理工事計画書の変更手続を要しない場合)

第16条 前条の規定にかかわらず、実施計画に定める経費の範囲内であり、かつ、管理工事計画書(変更管理工事計画書を含む。以下同じ。)の内容に著しい変更がないときは、地方防衛局長等は、管理工事計画書の変更手続をとることなく処理することができる。

(管理工事契約締結報告書の提出等)

第17条 地方防衛局長等は、管理工事の契約を締結した場合は、別記第4号様式に従い、工事契約締結報告書を作成し、速やかに地方協力局長に提出するものとする。

(管理工事完成状況報告書の提出等)

第18条 地方防衛局長等は、管理工事が完了したときは、別記第4号様式に従い、工事完成状況報告書を作成し、速やかに地方協力局長に提出するものとする。

#### 第4章 雑則

(工事についての協力等)

第19条 地方協力局長は、必要がある場合には、随時、整備計画局長に対し、管理工事についての技術的協力を求めることができる。

(委任)

第20条 この訓令に定めるもののほか、提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理に関し必要な事項は、地方協力局長及び整備計画局長がそれぞれその所掌に属する事務について定めるものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日省訓第39号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

提供財産保全等工事計画書

地方防衛（支）局名	工 事 件 名	施 設 名	予 算 額	備 考
計				

## 提供財産保全等工事計画書 (項目別)

1	工	事	件	名						
2	工	事	目	的						
3	施	設	名							
4	予	算	科	目						
5	予	算	額							
6	完	成	予	定	年	月	日			
7	工	事	計	画						
	事	項	構	造	数	量	金	額	備	考
8	財	産	関	係						
9	参	考								

(注) 1 この工事計画書 (項目別) は、各工事項目1件ごとに各1葉ずつ作成するものとする。

2 予算額欄には、実施計画経費を記入するものとする。

3 工事計画書作成時において、一部計画未確定の工事については、その時点において判明している計画事項及び当該工事に充当し得ると考えられる予算額を記入し、当該工事の計画確定後変更工事計画書をもって変更するものとする。

4 この工事計画書 (項目別) には、原則として案内図、配置図等を添付するものとし、参考欄にその旨を付記するものとする。

提供財産保全等工事計画変更申請書

1 工 事 件 名		
2 変 更 内 容	当 初 工 事 計 画	変 更 工 事 計 画
3 変 更 理 由		
4 そ の 他 参 考 と な る 事 項		

変更提供財産保全等工事計画書

1 工 事 件 名		
2 変 更 内 容	当 初 工 事 計 画	変 更 工 事 計 画
3 変 更 理 由		
4 そ の 他 参 考 と な る 事 項		

## 工事契約締結・工事完成状況報告書

平成 年 月 日  
防衛（支）局

1 工 事 件 名									
2	(1) 工事計画書状況				(2) 予算示達状況				
工事 予 算	工事計画額 (千円)		工事計画書の 作成年月日等	備考	示達番号	示達年月日	示達金額 (千円)	工事实施計画の 承認年月日等	備考
	当初計画					. .			
	第 回変更					. .			
	第 回変更					. .			
						. .			
3 工事契約締結及び完成状況									
工事件名	契約年月日	工期又は履行期限	契約金額等 (千円)	契約累計額 (千円)	請負者又は 受託者名	国庫債務負担 行為歳出額 (千円)	備考		
	. .	. ~ . .							
	. .	. ~ . .							
	. .	. ~ . .							
	. .	. ~ . .							
	. .	. ~ . .							

- (注) 1 工事件名欄には、同一工事項目中の全契約済件名を記入するものとし、その契約内容を示す適切な略称(物件撤去工事等)を用いることができる。  
 2 備考欄には、完成した構築物の引渡年月日等を記入する。

管 理 工 事 計 画 書

地方防衛（支）局名	工 事 件 名	施 設 名	予 算 額	備 考
計				



## 管 理 工 事 計 画 書 (項目別)

1	工 事 件 名				
2	工 事 目 的				
3	施 設 名				
4	予 算 科 目				
5	予 算 額				
6	完 成 予 定 年 月 日				
7	工 事 計 画				
	事 項	構 造	数 量	金 額	備 考
8	財 産 関 係				
9	参 考				

(注1 この工事計画書(項目別)は、各工事項目1件ごとに各1葉ずつ作成するものとする。

2 予算額欄には、実施計画経費を記入するものとする。

3 工事計画書作成時において、一部計画未確定の工事については、その時点において判明している計画事項及び当該工事に充当し得ると考えられる予算額を記入し、当該工事の計画確定後変更工事計画書をもって変更するものとする。

4 この工事計画書(項目別)には、原則として案内図、配置図等を添付するものとし、参考欄にその旨を付記するものとする。

管 理 工 事 計 画 変 更 申 請 書

1 工 事 件 名		
2 変 更 内 容	当 初 工 事 計 画	変 更 工 事 計 画
3 変 更 理 由		
4 そ の 他 参 考 と な る 事 項		

変更管理工事計画書

1 工 事 件 名		
2 変 更 内 容	当 初 工 事 計 画	変 更 工 事 計 画
3 変 更 理 由		
4 その他参考となる事項		